

# 郷土ふれ

石見郷土研究懇話会機関誌

ISSN 0289-4483  
第七十四号  
© 2007年5月1日

## 表紙写真

### 乙女峠マリア聖堂（津和野町）

津和野町後田の乙女峠光琳寺跡地は、長崎浦上から送られてきたキリスト教徒が改宗を迫られて拷問を受け、多くの殉教者を出した地です。マリア聖堂は、この地で殉教した人々の靈を慰め、後世にこの悲しい歴史を伝えるために昭和26年に建立されました。建立には、当時の津和野カトリック教会のパウロ・ネーベル神父（ドイツ出身で帰化名は岡崎裕次郎）の献身的な努力がありました。

また、昭和27年から毎年5月3日には「乙女峠まつり」が開催されており、全国各地はいよいよ最近では海外からも数千人の信者が集まります。毎年カトリック教会を出発した野外ミサの行列は、先頭が乙女峠に到着してもなお、最後尾はカトリック教会を出発していないほどの長さになるといわれています。こうして数時間の町内行列を経て、全員が乙女峠マリア聖堂前に参集すると、ここで壮麗な野外ミサが行われています。

写真：津和野町商工観光課提供

文：山岡浩二

## 特報

- ◎ 竹島の領土編入は無主地先占といえるか ..... 内藤 正中 2

### ■ ■ ■ ■ ■ 研究 ■ ■ ■ ■ ■

- 石見の科学者たち ..... 山崎 克彦 19  
石見神楽の中国山脈越え（1）—山峡に咲いた交流の華— ..... 竹内 幸夫 41

### ■ ■ ■ ■ ■ 自然 ■ ■ ■ ■ ■

- 石見の三大峡谷と三大渓谷 ..... 宮本 巍 50

### ■ ■ ■ ■ ■ 民俗 ■ ■ ■ ■ ■

- 浜田聯隊緒戦夜話（1） ..... 川本 晃 66  
青春残照（下）—揺れた安保の中で— ..... 下垣 秀典 70

### ■ ■ ■ ■ ■ 町から村から ■ ■ ■ ■ ■

- 口羽下野守通良公墓碑—わがまちの碑— ..... 日高 伊三 83  
鉛跡を見学してきました ..... 吉田 豊明 88  
平和を願って ..... 升本チヨノ 90  
重要文化財「旧道面家住宅」について ..... 橋本 雅夫 92

### ■ ■ ■ ■ ■ 文芸 ■ ■ ■ ■ ■

- 江の川風土記（8）一日中戦争の時代⑤— ..... 森脇 勝弘 94  
ラストの歌へ ..... 佐々木徳次 101

### ■ ■ ■ ■ ■ その他 ■ ■ ■ ■ ■

- 入会・投稿案内 ..... 40  
新刊紹介 ..... 49・89  
在庫バックナンバー ..... 91  
新入会員紹介 ..... 117  
研究懇話会支部（長）一覧 ..... 117  
執筆者紹介 ..... 118  
編集後記 ..... 118  
—広告インデックス— 柏村印刷・温泉津温泉山県屋 ..... 65・82

# 竹島の領土編入は無主地先占といえるのか

内藤正中

はじめに

竹島問題をめぐる論点は三つある。

その第一は、竹島を日本の固有領土とみるかどうかである。第二は、一九〇五年の日本領土編入についてであり、外務省がいうように領有意思の再確認といえるかどうか、さらには無主地先占といって領有を実現した法理を有効とみるべきかどうかについてである。

第三には、対日平和条約における竹島の取扱いについてで、条約のなかで何らの言及もしていないものを、日本領と認められたといえるかどうかである。

第一の固有領土説による主張については、外務省のホームページで述べられている歴史の事実についての誤りを指摘す

るとともに、外務省が未だ公表しないままでいる一六九五年十二月の鳥取藩による幕府への回答文と、一八七七年三月の太成官決定とでもって、竹島に対する日本の固有領土であるとする主張は、明確に否定されたことを明らかにした（拙稿「竹島は日本固有の領土か」「世界」二〇〇五年六月号）。外務省を認めていないが、島根県の竹島研究会は、『フォトしまね』161号の竹島特集のなかで、その事実を認めて、年表にも記載した。島根県は固有領土説を否定したわけである。

第二の日本領土編入については、歴史的に日本固有領土であつたものを、近代国家として領有意思を再確認したとするのが、外務省のホームページでの見解であるが、前提になる固有領土説が否定されると当然のこととして成立しなくなる。そのこともあつて、最近では、かつて主張されていた無主地先占の法理に即した適法な措置であったことが強調され

ている。

しかしながら、領土編入を行つた一九〇五年の当時、リヤンコ島と呼ばれていた竹島が無主地であつたといえるかどうか、先占の実態が確認できるかどうかなど、問題が多いとする指摘はかねてよりなされているのである。代表的なのは堀和生の批判である。堀は、日本海軍水路部がリアンコートル列岩（リヤンコ島）として掲載しているのは『朝鮮水路誌』（一八九四年版、一八九九年版）である以上、日本海軍はリアンコ島を朝鮮領と認識していたとする。その上でリアンコ島での漁業権独占のために韓国政府と同島貸下を請願しようとしていた中井養三郎の貸下願を、日本政府の関係者が無主地の領土編入願に変更させ、もつて当面する軍の目的のため施設を建設しようとしたものであると主張する（「一九〇五年日本の竹島領土編入」—『朝鮮史研究会論文集』<sup>24</sup>号、一九八七年）。

これに対しても韓国側では、編入当時の竹島は、韓国の領土であつて無主地ではなかつたと主張している。それは、一九〇〇年に公布した大韓帝國勅令第41号でもつて、新しく設けた鬱島郡の区域に鬱陵島、竹島、石島を含むとしており、石島が独島（竹島）に当たるというものである。ただし、石島が独島であるという場合、その論証が十分でないと日本側で批判しているほか、塚本孝のように、「仮に勅令にある

石島が竹島のことであつたとしても、法令に鬱島郡の管轄区域として規定した一事をもつて、国際法上同島が韓国の領有に帰したとはいえない」と述べるものもいる（「竹島領有権問題の経緯」—国立国会図書館『調査と情報』第244号、一九九四年）。また下條正男の場合は、鬱島郡にはヤンコ島（リヤンコ島）は含まれておらず「今日の竹島は朝鮮領として認識されていなかつた」と強弁する。しかし自ら引用している葛尾修亮の『韓海通魚指針』には、ヤンコ島の漁業について記しているが、その前提としてあるのは、韓国江原道にある鬱陵島の属島としてヤンコ島を位置づけていることを、意図的に無視しているのである（『竹島は日韓どちらのものか』文春新書、二〇〇四年）『竹島、その歴史と領土問題』竹島、北方領土返還要求運動島根県民会議、一〇〇五年）。

塚本も下條も、共通して韓国領であるかどうかの論点を、一九〇〇年の勅令第41号での石島が獨島に当たるかどうかに移して、堀が検証した海軍水路部の認識や、申請者である中井養三郎が当初は韓国領だと信じていたことなどについては全く言及もしないでいるところに問題がある。

私は拙著のなかで、地理学者の田渕友彦の『韓国新地理』（博文館、一九〇五年）が、江原道鬱陵島につづいてヤンコ島を記していることをあげ、一九〇五年の領土編入の当時では、日本政府内務省、海軍水路部、そして地理学者、さらには民

間人の中井養三郎ら、みんなが共通してリヤンコ島（ヤンコ島）は韓国領の島であると認識していた事実を明らかにしたことがある『竹島（鬱陵島）をめぐる日朝関係史』多賀出版、二〇〇〇年)。

本稿は、この拙著の見解を引き継いで、一九〇五年の領土編入をめぐる諸問題について解説していくことにしている。とりわけ、編入時のリヤンコ島は韓国領であつたとする當時の常識的理説についての確認を、中井の貸下願を領土編入に変更させるにあたつて接觸的役割を果した人たちを通じて行うはずである。そのことにより、領土編入の基本的性格が明らかとなる。なお、堀が引用した島根県の資料は、申請者である中井養三郎自身が問題をどのように考えていたかや、貸下願が領土編入に変った背景に何があつたかを教えてくれる貴重な内容をもつてゐる。隱岐島府に提出されたものを田村清三郎が筆写してまとめた資料として島根県立図書館に収蔵されている。

### 1 無主地先占が領有意志の再確認か

外務省のホームページは、一九〇五年（明治三八）の日本政府によるリヤンコ島の領土編入について、「日本政府が近代国家として竹島を領有する意志を再確認したものであり、

論を適用して、領土編入を正当化したのである。リヤンコ島が「無人島」であることはその通りである。しかしその当時は、韓国の江原道に属することが常識になつていてリヤンコ島を「他國ニ於テ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡ナク」と判定することができるかどうかは問題である。しかも無主地であつたというのであれば、いま日本政府が主張している固有領土であるとする説とは矛盾することになる。

また、中井が明治三十六年以来その島に「移住」して漁業に従事しているというのは、明らかに事実ではない。中井と

リヤンコ島とのかかわりは、四月から八月にかけてのアシカの漁期にだけ出漁し、菰草小屋を仮設して「毎回十日間仮居」していただけであり、そこに「移住」して生活していたわけではない。

歴史的に固有領土であるといつて領有権行使していたとするリヤンコ島に対して、一九〇五年では何故に無主地であるといったのか。一九〇五年当時は、日本の領土でなかつたからこそ、新たに領土編入の手続きをとり、リヤンコ島と通稱していた無人島に竹島という新島名をつけたのではない。歴史的に日本の固有領土として領有権行使してきたといふには、日本人のリヤンコ島についての領有意識が希薄であつたことを指摘しなければなるまい。

まずその島名についてである。江戸時代には現竹島を、鬱陵島の竹島に対して松島と呼んでいた事を捨て去り、フランスの捕鯨船が命名したリンクル岩（リヤンコ島）を島名にして怪しまれなかつたのは何故か、という問題である。

次は、新島命名にあたつての事情についてである。島根県の内務部長から意見を求められた隱岐島司が、鬱陵島を竹島なつてゐるから、新島は竹島と命名すべしと回答している。島司の命名理由からすれば、日本の歴史のなかでは江戸時代

それ以前に、日本が竹島を領有していないなかたこと、ましてや他国が竹島を領有していたことを示すものでなく」と記している。

しかし一九〇五年一月二八日の日本政府の閣議決定の時には、「：無人島へ他國ニ於テ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡ナク、……今回領土編入並貸下ヲ請願セシ所、此際所屬及島名ヲ確定スルノ必要アルヲ以テ、核島ヲ竹島ト名ケ、自今島根県所屬隱岐島司ノ所管ト為サントスト請フニ在りリ、……依テ審査スルニ、明治三十六年以来中井養三郎ナル者該島ニ移住シ漁業ニ從事セルコトハ、関係書類ニ依テ明ナル所ナレバ、國際法上占領ノ事実アルモノト認メ、之ヲ本邦所属トシミ」という。

ここで、当時の国際法がいうところの「無主地先占」の理論を適用して、領土編入を正当化したのである。リヤンコ島が「無人島」であることはその通りである。しかしその当時は、韓国の江原道に属することが常識になつていてリヤンコ島を「他國ニ於テ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡ナク」と判定することができるかどうかは問題である。しかも無主地であつたというのであれば、いま日本政府が主張している固有領土であるとする説とは矛盾することになる。

元でも島に対する認識がなかつたことを示すものであり、そうした実情にあるところを固有領土といえるだろうか。

そして政府は、近代国家として領有意志を再確認したもののというが、再確認であるならば、それ以前に領有意志をいつ確認したかを明らかにすべきであろう。歴史の事実は一六九六年と一八七七年の二度にわたつて領有権を否定したことはあるが、幕府なり明治政府なりが領有意志を主張したことは一度もないでのあるから、とうてい「再確認」などとはいえないはすである。

### 2 リヤンコ島の領土編入申請

鳥取県東伯郡小鴨村の出身で、当時は隱岐の周吉郡西郷町に在住していた中井養三郎が、リヤンコ島に出かけてそこでアシカ漁を独占する目的でもつて、島全体の貸下願を提出したのが、このはじまりである。中井が一九一〇年（明治四三年）に隱岐島府に提出した「履歴書」には、中井の経歴について次のように記してある。

本籍地 島根県周吉郡西郷町大字西町字指向23番地

平民漁業 中井養三郎

元治元年正月二十七日生

元 鳥取県東伯郡小鴨村大字中河原村

平民農 亡甚六 三男分家

### 第一 学歴

明治5年 鳥取県久米郡下田中村小学校（現在ノ東伯郡上

灘村）二入学ス

明治11年 同校ニ於テ小学全科ヲ卒業ス

明治12年 松江市西茶町内村友輔ノ相長学舎ニ入り漢字ヲ

明治13年 能登半島ニ於テ潜水器ヲ使用シ海鼠ヲ歴漁ス

明治14年 相長学舎塾長ニ任セラル

明治15年 相長学舎ヲ辞シ東京麹町区宝田町斯文饗ニ入り

明治16年 漢字ヲ修ム

明治17年 海馬獵ヲ試ム

明治18年 実業ヲ志シ斯文饗ヲ辞ス

明治19年 視察ノタメ小笠原ニ渡航ス

明治20年 濠州渡航ヲ企て発程ニ望ミ頓座果タサズ、長崎

県被杵郡松島村ニ流浪ス

明治23年 潜水器漁業ニ着手ス

明治24年25年 露領浦塙斬徳附近ニ於テ潜水器ヲ使用シテ

### 第一 事業

明治25年 潜水器漁業ヲ廃シ東京麹町区宝田町斯文饗ニ入り

明治26年 潜水器ヲ使用シテ我力筑前、対馬、朝鮮慶尚、

全羅ノ沿海ニ於テ海鼠、鮑ヲ歴漁ス

明治27年以來 潜水器ヲ使用シ鳥取、島根県両県下沿海ニ

明治31年 隠岐水産組合ノ委託ヲ受ケ巾着網漁業試験ニ從事ス

明治33年 鳥取県西伯郡御来屋町有志者ノ組合ト同県水產

試験場ノ委託ヲ受ケ鮪流縄漁業ヲ試ム

明治36年 能登半島ニ於テ潜水器ヲ使用シ海鼠ヲ漁業ヲ試ム、此年始メテ「リアンコールド列岩」ニ於テ

明治37年 一切潜水器漁業ヲ廃シ海馬獵ニ從事ス此年

「リアンコールド列岩」ヲ本邦領土ニ編入セラレ

ンコトヲ内務、外務、農商務三大臣ニ願ヒ出ヅ、

明治38年 「リアンコールド列岩」ハ本邦ノ領土ニ帰シ隠岐

島司所管ニ属シ竹島ト命名セラル

竹島漁獵合資会社ヲ組織シテ其事務ヲ執行シ以

テ今日ニ至ル

農家の三男に生まれた中井が、どうして漁業を志すに至ったかはわからない。東京に遊学している間に情報を得て小笠

原諸島に渡航したのが漁業への転進のきっかけになったものと思われる。つづいてオーストラリアへの渡航も計画しているが、これは実現しなかった。彼はそのまま長崎に滞在し、潜水器を使う漁業を習得し、その後はウラジオストック、朝鮮南海岸、山陰沿岸で鮑や海鼠の潜水器漁業に従事した。明治三一年には隱岐水産組合の委託を受けて巾着網漁業試験に従事している。隱岐との関係が生まれたのはこの時からと思われる。その後も潜水器漁業を中心に、新しい漁法の試験操業に取り組んできている。そして明治三六年に始めてリヤンコールド列岩（リヤンコ島、現竹島）に出漁して海馬獵を行ない、三七年のリヤンコ島領土編入申請に至るのである。中井は、三六年に始めてリヤンコ島に出漁してみて、アシカ漁が有利な漁業であることを認識し、競争者を排除して事業を独占することを考え、「貸下願」を申請しようとしたものと思われる。これに対して関係をもつた政府各省では、中井の申請を好機とし、「貸下願」を「領土編入並ニ貸下願」に変更させてこれを受け付け、リヤンコ島の領土編入にもち込んだのである。そこで申請がどのような経過で行われ、政府内部では誰が領土編入に誘導していくかについてみてゆくこ

これとは別に、一九三三年（昭和八）刊の『隱岐島誌』のなかで、中井が貸下願を申請した経過についての記述がある。同書の発行は一九三三年であるが、その内容は、編者である

「……本島ノ鬱陵島ニ附屬シテ韓國ノ所領ナリト思ハルルヲ以

奥原碧雲が一九〇六年（明治三九）三月に島根県の竹島鬱陵島調査に参加し時、同行していた中井から聴取した内容を記した一九〇七年刊行の『竹島及鬱陵島』と同じものとなつてゐる。したがつて前述の中井による「事業經營概要」は一九一〇年であるから、それ以前の執筆ということになる。

すなわち、

「明治三六年伯州東伯郡小鴨村中井養三郎（西郷町現住）は、リヤンコ島海驥漁を企図し、同郷の小原某、島谷某等と、長さ四間の漁舟に投じて、日本海の荒波を蹴破りてリヤンコ島に上陸、……養三郎はリヤンコ島を以て朝鮮の領土と信じ、同国政府に貸下請願の決心を起し、三七年の漁期を終るや、直ちに上京して隱岐出身なる農商務省水産局員藤田勘太郎に団り、牧水産局長に面会して陳述する所あり、牧局長亦之を賛し、海軍水路部に就きてリヤンコ島の所属を確めしむ、養三郎即ち、水路部長肝付兼行に面会して教を願ひしに、同島の所属は確乎たる徵証なく、殊に日韓両国よりの距離を測定すれば、日本の方十浬近し、加ふるに、日本人にして同島經營に従事せるものある以上は、日本領土に編入する方然るべしとの説を聴き、遂に意を決して、リヤンコ島領土編入並貸下願を、内務外務農商務三大臣に提出せり。

……爾來中井氏は、内務省地方局に出頭して、井上書記官に

事情を陳述し、また、同郷の桑田法學博士（現今貴族院議員）の紹介により外務省に出頭して、山座政務局長に面会してこれで登場してくるキーパーソンは、農商務省水産局長牧朴眞、海軍省水路部長肝付兼行、外務省政務局長山座円次郎の三名である。

農商務省水産局長であった牧朴眞は、島原藩の士族で、明治八年に長崎県に出土して以降は官途に就く。しかし明治二三年の第一回総選挙で衆議院議員に当選、二八年には台湾總督府の創設にかかわり、二九年台中知事となる。その後青森県、愛媛県知事を歴任したのち、内務省警保局長に就任、三一年一一月に四九才で農商務省水産局長となり、三九年一一月までその職にある。水産局長として遠洋漁業奨励法、漁業法、外国領海水産組合法を公布するなどしたが、三二年には韓国を視察、その帰途に福岡で鮮海出海一二三府県水産主任官会議を開催するとともに、各県の韓海通漁組合の設立を働きかけてその連合会を設立して韓海出漁を積極的に支援する。

外務省政務局長の山座円次郎は、福岡に生まれ、明治二五年東京帝國大学法学部を卒業するとともに釜山領事館書記生に就任、次いで仁川領事館書記官となる。二八年に英國公使館書記官となるが、釜山領事、上海領事を経て、三〇年に韓国公使館一等書記官となり、三四四年から外務省総務局長となる。玄洋社の社員であった。

海軍水路部長の肝付兼行には、日露戦争のさなかであり、ウラジオ艦隊の動向や廻航されてくるバルチック艦隊を迎撃つ日本海での海戦に対処してゆくことが求められていた。

その海軍水路部発行の一八九四年（明治二七）、一八九九年（明治三二）版『朝鮮水路誌』には、松島（鬱陵島）、リヤンコルト列岩と記している。ところが一八九二年（明治二五）以降に次々と刊行された『日本水路誌』にはリアンコルト列岩が記されておらず、海軍が日本領ではなく、朝鮮領と認識していたことを意味している。

リヤンコ島を韓国（一八九七年以降大韓帝国と国号を改める）の領土であると認識していたのは、山座円次郎、牧朴眞も同様である。一九〇四年（明治三七）七月二三日付で、外務省政務局長山座円次郎として序文を寄せた岩永重華著『最新韓国実業指針』（宝文館刊）では、江原道のなかでヤンコ島として「鬱陵島及我隱岐島の中間三十里の海上にあり、全島居民なし」と記しているのである。また一九〇三年（明

治三六）一月刊行の葛生修亮著『韓海通漁指針』（黒龍会出版部刊）には、農商務省水産局長の牧朴眞の序文が寄せてゐるが、同書でも江原道のヤンコ島として、「……晴天の際鬱陵島山峯の高所より之を望むを得べし、韓人及び本邦漁人は之をヤンコと呼び…」と記し、山口県潜水器船や大分県鱈縄船が出漁していたという。

葛生修亮『韓海通漁指針』（黒龍会出版部、明治三六年）

ヤンコ島 鬱陵島より東南の方約三十里、我が隱岐国を西北に距ること殆ど同里数の海中に於て、無人の一島あり。晴天の際鬱陵島山峰の高所より之を望むを得べし。韓人及び本邦漁人は之をヤンコと呼び、長さ殆ど十余町、沿岸の屈曲極めて多く、漁船を泊し風浪を避くるに宜し。然れども炊く薪材及び飲料水を得るは頗る困難にして、地上数尺の間は之れを穿てども容易に水を得ずと云ふ。此島には海馬非常に棲息し、近海には鮑、海鼠、石花葉等に富み、数年以前山口県潜水器船の望を属して出漁したるものありしが、潜水の際、無数の海馬群に妨げられる。飲料水欠乏との為に満足に営業すること能はずして還りたりと、察するに当時の季節は恰も五六月にして、海馬の産期に当りしが故に、特に其妨害を受けたものならんが。又付近に鱈漁の好網代あり、数年以來

五六月の候に至れば大分県鱗網船の引き続き之れに出漁する

ものあり、昨年春季同處より帰航したる漁夫に就て之を聞くに、出漁未た二・三回に過ぎざるが故に、未だ十分の好果を得たりと云ふべからざれ共に、毎季相応の漁獲あり、從来の経験上、其網代の状態、及び鱗類棲息の模様等より視察するに将来頗る有望の漁場たるを疑はずと。同島は蓋し当事者の為には、尚ほ充分探検の価値あるべし（P123）

岩永重華著『最新韓国実業指針』（宝文館刊、明治三七年）

ヤンコ島 鬱陵島及び我隱岐島の中間三十里の海上にあり、全島居民なし、沿岸碇泊に便なれど薪材及び飲料水を得難し、近海鮑、海鼠、石花葉等を産し、又鱗の生息饒多なれども、海馬の群れに妨げられ、漁獲好果を得ずと云ふ（P294）

したがつて中井養三郎が、「リヤンコ島を以て朝鮮の領土と信じ」「鬱陵島ニ附屬シテ韓國ノ所領ナリト思ハルル」としたのも当然のことである。何しろ前述のように、政府要路にあつて韓国情事情に明るい人たちの認識もすべて韓國領のヤンコ島であつたわけである。韓國領であると信じていた中井は、韓國政府の貸下請願をしようとして決心して上京し、農商務省に行き、同郷の水産局員藤田勘太郎を訪ねてその紹介で水

産局長の牧朴真に会つた。  
ところが、「朝鮮の領土と信じ」いたものが、一九二三年（大正一二）刊の『島根県誌』では、「朝鮮領土なりと思考し」に改められて、韓國政府への貸下請願のことは欠落させられ、初めから日本政府への請願のために上京したと改められた。このことについて、一九五三年（昭和二八）九月九日の韓國政府声明文のなかで、この『島根県誌』の記述を指摘された日本政府は、「島根県誌の中井養三郎が同島を朝鮮領土と信じ伝々は、根拠のない後人の記述」といつて反論したことがある。

牧水産局長は、かねてより日本漁民の韓海出漁を強力に推進してきただけあって、中井の貸下願がリヤンコ島經營について、「本邦ノ江原咸鏡地方ニ対スル漁業貿易ニ裨益スル所少カラズシテ、本島經營ノ前途最モ必要ニ存ゼラレ候」という文面を注目したと思われる。牧局長は前述のように、ヤンコ島（リヤンコ島）を韓國江原道に属するとしている葛生修亮の『韓海通漁指針』に序文を寄せていた。しかし中井の話を聞いて、ヤンコ島は必ずしも韓國領といえないのでないかといつて、海軍水路部に照会してその所属を確かめさせたのである。

海軍水路部で肝付兼行水路部長に会つて話を聞くと、リヤンコ島の所属については確乎とした証拠がないという。リヤ

書ヲ本省ニ回附セシムベシト意氣軒昂タリ」と、領土編入が当面して急要であることを説いたのである。

### 3 領土編入の手続き

一九〇四年（明治三七）九月二九日に、中井養三郎は内務、外務、農商務の三大臣に宛て「りやんこ島領土編入並三貸下願」を提出し受理された。政府は内務省より島根県に意見を聴取する照会を発し、新島の島名を島根県の答申にもとづいて竹島と決定、改めて内務大臣より閣議に提案され、翌一九〇五年一月二八日の閣議で決定した。即ち、

「別紙内務大臣請議無人島所属ニ關スル件ヲ審査スルニ、シテ事体決シテ容易ナラス」

そこで同郷の桑田法学博士（貴族院議員）の紹介によつて外務省に山座円次郎政務局長を訪ねて、リヤンコ島払下げの必要を説いた。韓國駐在の外交官生活が長く、この直前の七月には『韓国実業指針』に序文を執筆して山座局長は、同書でヤンコ島（リヤンコ島）は韓國領としていたにもかかわらず、否、韓國領であることを知っていたからこそ「時局ナレバコソ其領土編入ヲ急要トスルナリ、望樓ヲ建築シ無線若クハ海底電線ヲ設置セハ、敵艦環視上極メテ屈竟ナラスヤ、特ニ外交上内務ノ如キ顧慮ヲ要スルコトナシ、須ラク速力ニ反

無人島ハ他国ニ於テ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡ナク、一昨三十六年本邦人中井養三郎ナル者ニ於テ、漁舎ヲ構へ人夫ヲ移シ獵具ヲ備へ海驥獵ニ着手シ、今回領土編入並ニ貸下ヲ請願セシ所、此際所屬及島名ヲ確定スルノ必要アルヲ以テ、該島ヲ竹島ト名ケ、自今島根県所屬隱岐島司ノ所管ト為サントスト謂フニ在リ、依テ審査スルニ明治三十六年以来中井養三郎ナル者該島ニ移住シ漁業ニ從事セルコトハ、關係書類ニ依リ明ナル所ナレバ、國際法上占領ノ事實アルモノト認メ、之ヲ本邦所屬トシ、島根県所屬隱岐島司所管ト為シ、差支無之儀ト思考ス、依テ請

この日本政府の閣議決定文書は、いくつかの問題をもつていることを指摘しなければならないのである。

第一は、リヤンコ島が無人島であることは事実であるが、それを「他國ニ於テ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡ナク」と、断定することができるかどうかについてである。

第二は、中井が「該島ニ移住シ漁業ニ從事」していたかどうかで、漁業には從事していたにしても、移住していたといえる実態があつたかという問題である。

そして日本政府は、「無主地先占」といわれる國際法の理論を適用して、合法的に日本領土への編入をしたというのである。

まずここで、他国が占領した形跡がないといつてはいるが、明らかに一方的な断定だというべきであろう。すでに見てきたように、外務省の山座政務局長、農商務省の牧水産局長がそれぞれ序文を寄せていた図書では、共通してリヤンコ島（ヤンコ島）を韓国江原道に所属するとしていたのである。それが当時の常識であつたから、中井も「鬱陵島ニ附屬シテ韓国ノ所領ナリト思ハル」と考えたわけである。

それを変えさせたのは、海軍の肝付水路部長であつた。当

初、肝付は「リヤンコ島の所属については確乎とした証拠が

なく」といつておきながら、「日本の方が一〇浬も近い」という理由で日本領土編入を進めるのである。一〇浬も近いといふのは、出雲の多古鼻から一〇八浬であり、韓国のルツドネル岬から一八八浬ということからとつたもので、隠岐から測ると八五浬、鬱陵島からなら五五浬である以上、韓国に近いといわなければならなかつたはずです。しかも海軍が作成した『朝鮮水路誌』ではリヤンコ島は、鬱陵島とともに朝鮮（韓国）領に含まれており、『日本水路誌』にはのせていなかつたのであるから、「肝付將軍斷定」によるリヤンコ島無所属説には何ら合理的な根拠はなかつた。

しかもリヤンコ島に対しては、一九〇〇年（明治三三）の大韓帝國勅令第四一号でもつて、鬱島郡を置くなかでリヤンコ島を石島と呼んでそこに含まれることを明らかにしているのである。このことは、古来から于山島として朝鮮領とみてきたものについての領有権の再確認であつたということができよう。

これに対する日本の場合は、閣議決定がいうように、「自今」すなわち、今よりこれからは日本領にするというものであつた。戦後になつて日本外務省は固有領土であると主張するが、国有領土であるならば「無主地」というわけもないのである。

さらに中井が一九〇三年（明治三六）以来、リヤンコ島に「移

住」して漁業に從事していたというのも事実ではない。中井が島に渡つてゐたのは、四～八月のアシカの漁期だけであり、それも仮設した小屋に一〇日間ばかり「仮居」していたにすぎない。このことについては海軍の『朝鮮水路誌』が、「明治三七年一月軍艦対馬ノ此島ヲ審査セシ際ハ、東島ニ漁夫用ノ菰草小屋アリシト云フ」「此島ハ島上ニ小屋ヲ構ヘ毎回約十日間仮居スト云フ」と報告していることからわかる。

また一九〇六年（明治三九）三月末に竹島を視察した島根県調査團の奥原碧雲は、「要するに、衣食住の材料悉く欠乏させるを以て、從来住居せし者なく、ただ数年前より海驥獵者の時々渡航せると、潜水器業者の鮑採取のために寄航せるにすぎず」と記している。

このようにみてくると、「無主地先占」の理論は、事実関係から成立しなくなるのである。

島名を「竹島」としたことにも問題がある。

一九〇四年（明治三七）十一月一五日付で、島根県内務部長は隠岐島司に対して、新島の所属については隠岐島府の所管にしてよいかどうか、又新島の命名についても意見をききたいと申入れた。これに対して一月三〇日付で隠岐島司は回答した。すなわち、

「本月十五日庶第1073号ヲ以テ島嶼所属等ノ義ニ付御照会之趣」承、右ハ我領土ニ編入ノ上隠岐島ノ所管ニ属セラルル何等差支無之、其名稱ハ竹島ヲ適當ト存候、元來朝鮮ノ東方海上ニ松竹両島ノ存在スルハ一般口碑ノ伝フル所、而シテ從来当地方ヨリ樵耕業者ノ往来スル鬱陵島ヲ竹島ト通稱スルモ、其實ハ松島ニシテ、海図ニ依ルモ瞭然タル次第三有之候、左スレバ此新島ヲ措テ他ニ竹島ニ該当スベキモノ無之、依テ從來誤稱シタル名稱ヲ転用シ、竹島ノ通稱ヲ新島ニ冠セシメ候方可然ト存候、此段回答候也」

隠岐島司は、歴史的背景を完全に無視し、鬱陵島を竹島と呼んでいるのは「誤稱」であるといつて、海図にみられるよう松島とすれば、新島は竹島と命名するがよいと回答したのである。島司は、「朝鮮東方海上ニ松竹両島ガ存在スルコトハ一般口碑ノ伝フル所」といつてゐるが、そこから鬱陵島を松島とするなら、新島は竹島になるといつてゐるが、江戸時代では長らく鬱陵島を竹島と呼んできていたことには何ら考慮も払われていないのである。竹島をめぐる歴史を知つておれば、新島は松島と命名すべきであった。

この新島の命名については、島根県府内でも異論がなく、島司の回答の通り竹島ということで内務省に報告され、そのまま閣議で決定されたのである。新島竹島についての認識が、

地元でも如何に希薄であったかを知ることができるわけで、そんなものを固有領土といえないことは明らかである。

なお奥原碧雲もこのことについての疑問を『竹島及鬱陵島』のなかで述べている――「水路誌及び海図中既に鬱陵島を松島と命名せられし以上は、竹島に当るべき島與は、リヤンコ島を指きて他に求むべからず、とし仍て竹島と命名せられし所以なり。ただ吾人の疑を挟むべきは、水路部に於て、如何なる史料によりて、鬱陵島一名松島と命名せられしか、これ根本的疑問なり。この疑問ただ氷解せられしか、竹島の命名は刃を迎へずして直に解決せらるべきなり。吾人の世の識者に向つて、切に指教を請はんとする処なり。」

外務省のホームページは、この領土編入について、領有権の再確認であるという。すなわち「閣議決定及び島根県告示による竹島の島根県への編入措置は、日本が近代国家として竹島を領有する意志を再確認したものであり、……また当時、新聞にも掲載され、秘密裡に行われたものではないなど、有效地に実施されたものである」と。

領有意志の再確認のあれば、当時の確認をいつ行つたかを明らかにすべきであろう。しかし歴史の事実は、一六九六年（元禄九）と一八七七年（明治一〇）の二度にわたつて、日本政府として鬱陵島とともに竹島についても領有

に実施された」というには程遠い公示であつたことは否定できない。

ここでのリヤンコ島の領土編入は、当初内務省が「韓国領地ノ疑アリ莫荒タル一箇不毛ノ岩礁ヲ収メテ、環視ノ諸外国ニ我国ガ韓国併合ノ野心アルコトノ疑ヲ大ナラシムル」といつて、中井の「貸下願」を却下したものであつた。中井が改めて「領土編入並ニ貸下願」として内務、外務、農商務三大臣宛に提出したのは一九〇四年（明治三七）九月二九日であつた。その直前の七月二三日付で執筆された外務省政務局長山座円次郎の序文は、韓國江原道に関するヤンコ島として記述してある『最新韓国実業指針』のためのものである。農商務省水産局長の牧朴真が序文を書いている前年一月刊行の『韓海通漁指針』もまた、ヤンコ島の扱いは同じであつた。当時の日本では、ヤンコ島（リヤンコ島）が韓国領の島であることは常識になつていたといつてよい。

それにもかかわらず、中井の「貸下願」を手にした外務省の山座局長は「時局ナレバヨソ、其ノ領土編入ヲ急務トスルナリ」と、リヤンコ島の領土編入を急がせたのである。それは、「望楼ヲ建築シ無線若クハ海底電線ヲ設置セバ、敵艦監視上極メテ屈競ナラスヤ」という理由からである。

この年二月一〇日にはロシアに対する宣戦が布告され、国

意志がないことを明らかにしたことはあつても、領有を確認したことは一度もなかつたのである。領有意志がなかつたからこそ、前述したような島名をめぐる混乱が生じたのである。領土編入にあたつての公示も不足不十分であった。国としての領土編入を官報で公示しなかつたのは何故か。一八九八年（明治三二）七月の南鳥島を領土編入した時も官報に掲載せず、東京府告示第五八号で公示しただけであつた。しかしリヤンコ島の場合は、日本政府当局者も韓國領と認識していた島であり、当然に韓国の利害と直接的なかかわりをもつていた以上、韓国政府と協議すべきであつたし、結果を通告するのも当然であつた。それにもかかわらず、「領土編入の措置を外国政府に通告することは国際法上の義務ではない」とホームページでは注記しているが、義務ではないにしても隣国に対する外交上の道義の問題ということを考えなかつたのかという疑問が残る。

リヤンコ島の領土編入にかかる公示は島根県告示と新聞掲載であった。具告示は、政府の「管内への公示」という訓令にもとづいて、1905年（明治三八）二月二二日に島根県告示第四〇号として行われ、『島根県報』で発表された。また、同年二月二十四日付の『山陰新聞』は、「隱岐の新島」と題する記事で報じただけである。たしかにそれは「秘密裡」に行われたものではないが、さりとて国際法に照らされて「有効させることを定めた。

すでに六月には、対馬海峡で陸軍輸送船が撃沈されるなど、ウラジオストック艦隊の南下が憂慮され、日本海軍は韓國東海岸に監視所を設けて海底電信線で結ぶこととし、鬱陵島との間では九月に開通させていた。

中井の願書を「領土編入並ニ貸下願」に改めさせて内務省に提出させた九月二九日というのは、鬱陵島との海底電信線がつながつた直後のことであつた。外務省の山座総務局長が語つた「時局」とはこのことであり、領土編入を「急務」としたゆえんである。すでに海軍はヤンコ島に望楼設置の可否を調査していた。

一月二八日に日本政府はリヤンコ島の領土編入を閣議で決定した。すでに漢城一帯の治安警察権は日本軍が掌握すると

いう戦時体制下での領土編入である。仮に韓国政府に通告していたとしても、そうした状況下では韓国側が異議を申し立てることなどできなかつた。韓国政府に通告するなどのこととは、初めから無視していたと考えて方がよい。

ロシアとの講和条約が成立したのちの一月一七日には、「第二次日韓協約」が締結され、一二月二〇日からは韓国統監府が設置される。日本の竹島領有一〇〇年は、韓国の側からみれば、日帝支配の植民地化がはじまる一〇〇年であり、日本の竹島領有化はその第一歩ということができるのであつた。

#### 4 島根県官員の鬱島郡守訪問

リヤンコ島の領土編入から一年以上たつた一九〇六年（明治三九）三月二八日、島根県第三部長神西由太郎を団長とする四五名の調査団が、領土編入して新しく竹島と呼ばれることになつた島を視察した帰途、鬱陵島に寄航して鬱島郡衙を訪問した。調査団に同行した奥原碧雲は『竹島及鬱陵島』（明治四〇年刊）に収めた「竹島渡航日記」のなかで、その時の状況を次のように記している。

〔三月二七日……各方面の調査結了しければ、一同帰船し、

たかどうかは不詳である。「神西部長が訪問の由來を述べ」したことになつてゐるので、そのなかで竹島の領土編入について言及したものと思われる。いま一つ、調査団に同行していた山陰新聞の記者も、「竹島土産」と題するレポートを新聞に執筆している。明治三九年四月一日の記事である。

「午後八時頃鬱陵島の芋洞に着、一部は直に上陸せるが、洞道よりは日本警察及郵便局長人民等船二隻を蟻して歓迎せり。依りて同島の郵便局長片岡某氏の家に宿を請ひ、一部は汽船に泊し拂曉を待て上陸し、一同郡守を訪問し、本邦人巡查部長の通弁にて島の情状を尋ね、……神西部長は余は大日本帝国島根県の勧業に従事する役員なり、貴島と我管轄に係る竹島は接近せり、又貴島に我邦人の滞留する者多し、万事につき懇情を望む、又貴島を視察する予定なれば何か進呈すべきものを携帶すべかりしを、今回避難の為に偶然にも着島せし訳にして、何も贈呈するものなし、幸に茲に竹島に於て海驥を獲たれば贈呈せんとする、受納あらば幸甚と。郡守答えて曰く、然り滞留の貴邦人に就いては余に於て充分保護すべし、又海驥の贈呈を受く、若し海驥にして味美なれば再び贈与を望む云々」

以上二つの報告からいえることは第一に、島根県の竹島調査団が、韓国の鬱陵島を訪問することは、当初の予定には入

竹島を一周して各方面の撮影をなす。海波漸く高く、天候稍不穏の徵ありければ、一先づ鬱陵島に避難することとなれり。時に午後二時三〇分。鬱陵島に着し、芋洞沖に仮泊せしは、午後九時なりき。：部長以下数名は、この夜風波を冒して道洞に上陸し、残員は船内に留まりて夜を明かしぬ。

三月二八日……既にして船は道洞に入りぬ。：端舟に乗じて一同上陸せしは、午前九時になりき。同島駐在の日本警官及び日商組合員の斡旋によりて、片倉、脇田、吉尾諸氏の宅に分かれて休憩す。……

次ぎて、各方面に分かれて調査に従事することとなり、午前一〇時神西部長以下十数名は通訳を從へて郡守を訪問す。日本人の部落を過ぎて上ること数町、「鬱島衙門」と扁額せる政府の内に入り、刺を通じて、郡守沈興澤に面会す。郡守は京城の人、年齒五十二、寛裕の相を備へ座蒲團の上に跪坐し、白衣を着し、冠をつけ、長烟管を携へ、傍なる机上に数部の薄冊あるのみ、簡単素材顧る太古の風あり。神西部長は訪問の由來を述べ、竹島にて捕獲せし海驥一頭をおく。郡守は遠來の勞を謝し、贈物に對して謝辞を述べ。辞令顧る巧なり、されど行政上の質問に對しては多くは要領を得ざりき、一同記念のため庁前に於て撮影せり。」

この記述からすれば、竹島の日本領土編入について知らせ

れていなかつたことである。竹島の調査を終つて帰国しようとした時、天候不良のため緊急避難で鬱陵島に立ち寄つたということである。

第二に、神西部長が鬱島郡守に対し、竹島の日本領土編入を通告したようにみられないことである。日本側では、竹島の領土編入については、何らかのかたちで韓国に通告され、鬱島郡守も承知しているものと想えていた如くである。したがつて、鬱陵島訪問の由來を語るなかで、また鬱陵島は、「我管轄に係る竹島は接近せり」という話を通じて、鬱島郡守は独島が竹島と呼ばれ、日本領になつたことを教えられたのではないかだろうか。郡守の江原道觀察使に宛てた報告のなかで、「日本官人一行が官舍に到り、独島が今日日本の領地ゆえに視察に到来したという」とあるように、独島が日本領地になつたから視察にきたという話を聞かされて驚いたというものであつた。

郡守は、その翌三月二九日に直ちにそのことを江原道觀察使に報告した。その内容は、觀察使署理春川郡守李明來が、四月二九日付で議政府參政大臣に提出した「報告書号外」と同文であつたとされる。

里にあるが、本月初四日辰時量に輪船一隻が郡内道洞浦に来舶した。そして日本人官人一行が官舎に到り、独島が今日日本の領地ゆえに視察に來到したという。その一行とは日本島根県隱岐島司の東文輔及び事務官の神西田太郎、税務監督局長吉田平吾、分署長警部影山嚴八郎、巡査一人、会議一人、医師、技手各一人、其外隨員十余人が、戸数や人口、土地、生産の多少についてまず質問し、さらに入員及び經費が幾らかについて質問したといふ、諸般事務を視察して記録したことを報告し、照会します。

光武十年四月二十九日

江原道觀察使署理春川郡守李明來  
議政府參政大臣閣下

この報告書は、五月七日に漢城の議政府に受け付けられ、參政大臣は五月二〇日付で「獨島が日本領地になつたということは全く根拠のないことであるが、さらに獨島の状況と日本人の行動について調査して報告すること」と指令を發したのである。

鬱陵島郡守沈興澤は、みずからが管轄する郡内の獨島が日本領になつたと聞かされて驚いたことを、江原道觀察使の報告し、江原道からの連絡を受けた議政府參政大臣は、韓国政府の最高責任者として、獨島が日本に領土編入されたことを否認して韓國領であることを明らかにしたものといってよい。

この時參政大臣は、さらなる調査をして報告するように指示している。しかしこのことについての江原道觀察使や鬱島郡守の調査報告書は残っていないのである。その何故かについて宋炳基の『鬱陵島と獨島』(檀國大學出版会一九〇七年)は、指令が現地に伝わっておらず、指令があつたとしても進達されなかつた場合と、報告書は進達されたが、それが行方不明になつた場合とが考えられ、そのいずれの場合も韓国統監府による介入があつたものと想定している。そして韓国政府が、獨島併合を容認したものではないことは、一九〇八年(隆熙二年、明治四一年)に高宗の命で編纂刊行された『増補文獻備考』の輿地考蔚珍條には、鬱陵島と于山島(獨島)が鬱島郡に所属しているとしていることでも明らかである。

## 石見の科学者たち

### 山崎克彦

この鄙びた石見からも何人かの科学者が出てゐる。それも一流の科学者であつて、決して大都会にひけをとらない。だから田舎だからといってひるむことはない。野口英世だつて南方熊楠だつて片田舎の出身である。むしろ、東京の銀座からは出ないのである。次にその中から數人を紹介しよう。こ

のほかにも、初代島根農科大学長竹崎嘉徳博士や東京農大学長の三浦肆玖樓博士らも出でているが、私はまだ伝記を書いていないので略伝だけ記しておこう。

#### 一、出生

秦佐八郎は、明治六年(一八七三)三月二十三日、島根県美濃郡都茂村(現在の美都町都茂)旧家山根家に生まれた。父は道恭、母はひでといい、佐八郎は十四人兄弟の八男に生まれたので、佐八郎と名付けられた。十四人兄弟のうち九人が男児であった。山根家は相当の田畠を有し、酒造業も営んでいた程の資産家で、父道恭は最後の庄屋をつとめた人である。父は厳正で平田篤胤の国学の感化をうけ、そのために子供に非常に厳格で、怠慢、奢侈、放縱な言動は堅く戒めたといわれる。それに對し、母は極めて物静かなやさしい人で、

### 秦佐八郎

秦博士は東の野口、西の秦といわれたほどで、然も二人は親友であったが、なぜか野口英世ばかりが有名で、地元の人さえ秦佐八郎をよく知らないのである。だがつい最近地元に